

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-045 改 0
提出年月日	平成 30 年 1 月 25 日

## 強度計算の基本方針の概要

## 目 次

1. 概要.....	1
------------	---

## 1. 概要

本資料は、「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条に規定されている設計基準対象施設または第55条に規定されている重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁若しくはこれらの支持構造物又は設計基準対象施設に属する炉心支持構造物の材料及び構造について、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することを説明するものである。

なお、設計基準対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器については、今回の申請において変更は行わない。

今回、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となる機器であって、クラス1機器のうち原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲、クラス3機器のうち火災防護設備及び浸水防護施設、重大事故等クラス2機器、重大事故等クラス2支持構造物及び重大事故等クラス3機器について、強度計算及び強度評価の基本方針については、以下の資料により構成する。

なお、今回新たに改造を実施する機器であって、クラス2機器については、施設時の規格として発電用原子力設備規格（設計・建設規格（2005年版（2007年追補版含む。））J S M E S N C 1 -2005/2007）（日本機械学会 2007年）を適用する。

また、クラス1機器を支持する支持構造物及び重大事故等クラス2機器を支持する支持構造物であって、その損壊により重大事故等クラス2機器に損壊を生じさせるおそれがある重大事故等クラス2支持構造物の強度計算については、計算方法が耐震評価と同じであり、地震荷重が支配的であることからV-2「耐震性に関する説明書」にて説明する。

上述の機器と評価条件が異なる自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な設備のうち竜巻の荷重を考慮した評価を別添1に、火山の影響による荷重を考慮した評価を別添2に、津波又は溢水の荷重を考慮した評価を別添3に示す。

技術基準規則の機器区分に該当しない機器のうち、施設した内燃機関（燃料系含む）の評価を別添4に、非常用発電装置（可搬型）の内燃機関の評価を別添5に、重大事故等対処設備としての炉心支持構造物の評価を別添6に示す。

V-3-○ クラス1機器の強度計算の基本方針

V-3-○ クラス3機器の強度計算の基本方針

V-3-○ 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の強度計算の基本方針

V-3-○ 重大事故等クラス3機器の強度計算の基本方針

付録10 管の基本板厚計算書作成の基本方針

付録11 弁の強度計算書作成の基本方針

付録12 容器の強度計算書作成の基本方針

付録13 ポンプの強度計算書作成の基本方針

付録14 重大事故等クラス3機器の強度計算書作成の基本方針